

妊娠を希望される方・妊婦の同居家族の方へ 風しん抗体検査・予防接種費用を全額助成します

県では、先天性風しん症候群の発生を予防するために、妊娠を希望される方(将来的に妊娠を希望される方も含む)及び妊婦の同居家族の方を対象に、県内の医療機関での風しん抗体検査・予防接種費用を全額助成しています。
※母子健康手帳等で過去の予防接種歴を確認してください(県内の保健福祉事務所の窓口で事前受付が必要)



風しんに関する Q&A

Q1. 風しんにかかるとどうなる?

A1. 風しんの免疫を持たない妊娠初期(妊娠 20 週頃まで)の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが「先天性風しん症候群(耳が聞こえにくくなる、生まれつき心臓に障害がある、目が見えにくくなるなど)」になる可能性があります。

Q2. 風しん抗体検査・予防接種は誰でも受けられるの?

A2.

《 抗体検査について 》

抗体検査は、県内に住所を有する女性で妊娠を希望する方が対象です。ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある方、明らかに1回でも風しんの予防接種歴がある方、検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方や現在妊娠中の方は対象外です。

《 予防接種について 》

予防接種は、県内に住所を有する妊娠を希望する女性で、風しん抗体価が低い方が対象です。ただし、現在妊娠中あるいは現在妊娠している可能性がある方は対象外です。

Q3. 風しん抗体検査・予防接種はどこで受付しているの?

A3. 助成を希望される方は、風しんの抗体検査・予防接種を受ける前に、県内の保健福祉事務所の窓口で受付が必要です。事前の受付をお願いします。

Q4. 風しん抗体検査・予防接種の費用はどのくらい?

A4. 抗体検査・予防接種の費用は全額助成します。接種後、一旦医療機関で支払った後に、保健福祉事務所に還付請求をしてください。(医療機関によっては診察代が必要となる場合がありますが、診察代は助成の対象外です。)

Q5. 風しん抗体検査・予防接種はいつまでに受ければ対象になるの?

A5. 平成 31 年1月8日から3月 31 日までの間に受けられた抗体検査及び予防接種が対象です。

Q6. 副作用はないの?

A6. 1回目のワクチン接種後の副反応として最も多く見られるのは発熱です。そのほかには、接種後1週間前後に発疹を認める人が数%います。アレルギー反応として、じんま疹を認めた方が約3%程度報告されています。稀な副反応として、脳炎・脳症が100万~150万人に1人以下の頻度で報告されています。

■ 助成内容等

	抗体検査	予防接種
対象者	・ 県内に住所を有する女性で妊娠を希望する方 ・ 県内に住所を有する風しん抗体価が低い妊婦の同居者 ※過去に風しんの抗体検査を受けたことがある方、明らかに1回でも風しんの予防接種歴がある方、検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方、現在妊娠中の方、未就学児を除きます。	・ 県内に住所を有する妊娠を希望する女性で、風しん抗体価が低い方 ・ 県内に住所を有する風しん抗体価が低い妊婦の同居者で風しん抗体価が低い方 ※現在妊娠中あるいは現在妊娠している可能性がある方、未就学児を除きます。
助成期間	1月8日（火）から3月31日（日）までに受けられた抗体検査及び予防接種が対象	
助成内容	風しんの抗体検査にかかる費用の全部（助成は1人1回のみ）	風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン予防接種にかかる費用の全部（助成は1人1回のみ）
助成方法	償還払い （一旦、医療機関の窓口で抗体検査費用を支払った後に保健福祉事務所に還付請求してください。医療機関によっては診察代が必要となる場合がありますが、診察代は助成の対象になりません。）	償還払い （一旦、医療機関の窓口で予防接種費用を支払った後に保健福祉事務所に還付請求してください。）
事前受付に必要なもの	佐賀県内に住所を有することが証明できるもの（運転免許証・健康保険証など） ※妊婦の同居家族の方は、同居する妊婦の風しん抗体価が低いことを証明できるもの（同居する妊婦の母子健康手帳及び検査結果通知）が別途必要です。	・ 佐賀県内に住所を有することが証明できるもの（運転免許証・健康保険証など） ・ 対象者の風しん抗体価が低いことを証明できるもの（対象者の検査結果通知） ※妊婦の同居家族の方は、同居する妊婦の風しん抗体価が低いことを証明できるもの（同居する妊婦の母子健康手帳及び妊婦の検査結果通知）が別途必要です。

※風しん抗体価が低いとは、HI法で16倍以下など

【予防接種時の注意】

- ・ 接種後2か月間は避妊する必要があります。
- ・ 今回の予防接種は任意接種のため、接種によって健康被害が生じた場合は、予防接種法に定める救済措置の対象とならず「独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）」が実施する医薬品副作用被害救済制度の対象となることをご理解のうえ、接種してください。

■ 事前受付・問合せ先

保健福祉事務所	担当係	電話番号	事前受付時間
佐賀中部保健福祉事務所	感染症対策担当	0952-30-3622	午前8時30分～午後5時15分 （土・日曜日、祝日を除く）
鳥栖保健福祉事務所	健康推進担当	0942-83-3579	
唐津保健福祉事務所	健康推進担当	0955-73-4186	
伊万里保健福祉事務所	健康推進担当	0955-23-2101	
杵藤保健福祉事務所	健康推進担当	0954-22-2104	

※風しんの抗体検査・予防接種について詳しくは、佐賀県 健康増進課 感染症対策担当（☎0952-25-7075）まで